

角田市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表します。

令和5年3月20日

角田市監査委員 南部 信一

角田市監査委員 湯村 勇



角 監 第 5 6 号
令和 5 年 3 月 1 3 日

角田市長 黒 須 貫 殿

角田市監査委員 南 部 信 一
角田市監査委員 湯 村 勇

令和 4 年度定期監査の結果に関する報告について

地方自治法第 1 9 9 条第 4 項の規定に基づき監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、令和 4 年度定期監査の結果を次のとおり報告します。

つきましては、この監査の結果に基づき、又はこの監査の結果を参考として措置を講じたときは、地方自治法第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により、その旨を当職に通知願います。

記

1. 監査の種類

定期監査（地方自治法第 1 9 9 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づく監査）。

なお、本監査は角田市監査基準（令和 2 年角田市監査委員告示第 2 号）に準拠して実施した。

2. 監査の対象部局等及び対象期間

（第 1 期）令和 4 年 4 月 1 日～同年 9 月 3 0 日

総 務 部：総務課、防災安全課、財政課、まちづくり政策課、税務課、デジタル推進室

市民福祉部：市民課、生活環境課、社会福祉課、総合保健福祉センター、健康長寿課、地域包括支援センター、子育て支援課、新型コロナウイルスワクチン接種推進室

産業建設部：農林振興課、商工観光課、都市整備課、建築住宅課
上下水道事業所

（第 2 期）令和 4 年 4 月 1 日～同年 1 2 月 3 1 日

会計課、議会事務局、選挙管理委員会事務局、農業委員会事務局

（第 3 期）令和 4 年 4 月 1 日～同年 1 2 月 3 1 日

教育総務課、学校給食センター、生涯学習課、図書館、郷土資料館

（全 2 8 か所）

3. 監査の実施日程及び実施場所

本監査は監査対象施設で、以下の日程により実施した。

(第1期) 【対面監査】

令和4年10月18日(火)から同年11月9日(水)まで

【書面監査】

令和4年11月15日(火)から同年11月18日(金)まで

(第2期) 令和5年1月23日(月)から同年1月26日(木)まで

(第3期) 令和5年2月9日(木)、2月10日(金)

4. 監査の着眼点

本監査の実施に当たり、令和4年度定期監査要領に定める監査の項目のほか、重点項目として次の事項に留意するものとした。

- (1) 伝票起票者について(起票しているのは、正職員か会計年度任用職員)
- (2) 会計課から担当課に返戻する誤伝票の枚数及び詳細について

5. 監査の実施内容

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、監査対象課等からあらかじめ調書の提出を求め、その調書に基づき関係書類・帳簿等の照合確認を行うとともに、関係職員の説明を聴取する方法により監査を実施した。

なお、事務事業の執行が適正で合理的かつ効率的に行われているか、行政監査の視点に立った監査も併せて実施した。

また、補助金等交付事務については令和3年度執行分を対象とし、交付団体への指導監督が適切に行われているか確認した。

6. 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行については、おおむね適正であることが認められた。

なお、監査の過程で見受けられた留意すべき軽易な事務処理誤り等については、その都度関係職員に対して改善又は検討を要望したので記述を省略する。